

## 「在高麗奉公人」に関する豊臣秀吉朱印状の年代比定

津野倫明

(地域変動論コース)

はじめに

本稿の目的は、朝鮮出兵時の奉公人逃亡に関する五月三日付豊臣秀吉朱印状の年代比定である。<sup>①</sup>

秀吉発給文書の年代比定は織豊期研究における重要な課題である。本年、永祿八(一五六五)年〜天正一一(一五八三)年までの発給と判断される秀吉発給文書を収録する『豊臣秀吉文書集一』が刊行された。<sup>②</sup>その前提をなしているのは、三鬼清一郎『豊臣秀吉文書目録』、同『豊臣秀吉文書目録(補遺一)』、藤井讓治『秀吉文書集成』である(以下、それぞれ『目録』、『補遺』、『集成』と略)。<sup>③</sup>これらにおいても年代未詳とされている文書は多数あり、『豊臣秀吉文書集』の編集に携わる藤井氏が指摘するように年代比定は喫緊の課題ともなっている。<sup>④</sup>また、当然ではあるが、秀吉発給文書の年代比定は織豊期研究の一環としての朝鮮出兵研究においても喫緊の課題であり続けてきた。当該研究を牽引している中野等氏の秀吉朱印状の分析を主とした研究によって、

その年代比定は格段に進展した。<sup>⑤</sup>しかし、依然として、年代未詳あるいは年代誤認のものが散見する。本稿で検討の俎上にのせる五月三日付秀吉朱印状もまたしかりである。

この五月三日付秀吉朱印状は『目録』では年代未詳とされている。また、収録刊本等で提示された同朱印状の年代は天正二〇(文祿元、一五九二)年・文祿二年・文祿三年・慶長三(一五九八)年の四説がある。さらに、最近では慶長二年とみる新説も提示されている。問題の秀吉朱印状の年代に関しては五説が存在するのであり、まさに諸説紛々の観を呈している。本稿では、これらの諸説を紹介・検討しつつ、年代比定を試みることにする。

### 一 問題の豊臣秀吉朱印状と年代に関する諸説

まず、『目録』の順にしたがって、問題の五月三日付豊臣秀吉朱印状八通の宛所の人名と同書で示された出典を掲げる。<sup>⑥</sup>

- 1—宗義智、「宗家朝鮮陣文書」
  - 2—島津義弘、「島津家文書（一）」
  - 3—島津忠豊（豊久）、「永吉島津文書三」
  - 4—伊東祐兵、「伊東系譜」
  - 5—鍋島直茂・鍋島勝茂（清茂）、「鍋島文書四」
  - 6—立花宗茂、「立花文書三」
  - 7—松浦鎮信、「松浦文書四」
  - 8—小早川秀包、「早大荻野研究室所蔵文書五」
- 次にそれぞれの翻刻を掲げ、収録刊本等で提示された年代を確認してゆこう。

史料A—1

各在高麗奉公人上下共、走日本へ於相越者、聞付次第成敗可仕候、自然拘置、何かと違乱之輩有之者、可致言上候、急度可被加御成敗候、猶浅野弾正少弼・稲葉兵庫頭可申候也、

五月三日 ○（秀吉朱印）

羽柴對馬侍従とのへ

本稿では、大韓民国国史編纂委員会所蔵の写真による翻刻を掲げた<sup>7)</sup> つとにこの文書の翻刻を掲載した武田勝蔵氏の論考では文禄三年のものとみなされている<sup>8)</sup>。また、『朝鮮史料叢刊第十九宗家朝鮮陣文書』にも翻刻が掲載されており、天正二〇（文禄元）年に比定されている<sup>9)</sup>。

史料A—2

各在高麗奉行人之上下共、走日本へ於相越者、聞付次第成敗可仕

候、自然拘置、何角違乱之輩有之者、可致言上候、急度可被加御成敗候、猶浅野弾正少弼・稲葉兵庫頭可申候也、

五月三日 ○（秀吉朱印）

羽柴薩摩侍従とのへ

本稿では、『大日本古文書島津家文書』の翻刻を掲げた。同書では文禄三年に比定されている<sup>10)</sup>。また、『鹿児島県史料旧記雑録後編二』にも翻刻が掲載されており、「文禄二年歟」とする「朱カキ」が付されている<sup>11)</sup>。なお、同書では「奉行人」の部分は「奉公人」と翻刻されている。

史料A—3

各在高麗奉公人上下共、走日本へ於相越者、聞付次第成敗可仕候、自然拘置、何かと違乱之輩有之者、可致言上候、急度可被加御成敗候、猶浅野弾正少弼・稲葉兵庫頭可申候也、

五月三日 ○（秀吉朱印）

島津又七郎とのへ

本稿では、『鹿児島県史料旧記雑録拾遺家わけ九』所収「永吉島津家文書」の翻刻を掲げた。同書では「文禄三年カ」とされている<sup>12)</sup>。また、『鹿児島県史料旧記雑録後編二』にも翻刻が掲載されており、「文禄二年歟」とする「朱カキ」が付されている<sup>13)</sup>。

史料A—4

各在高麗奉公人上下共、走日本へ於相越者、聞付次第成敗可仕候、自然拘置、何角違乱之輩有之者、可致言上候、急度可被加御成敗候、猶浅野弾正少弼・稲葉兵庫頭可申候也、

五月三日 御朱印<sup>秀古</sup>

伊藤民部大輔とのへ<sup>(伊東祐兵)</sup>

本稿では、『宮崎県史料編近世4』所収「伊東祐婦氏旧蔵文書」の翻刻を掲げた。同書では文禄三年に比定されている<sup>14</sup>。また、『日向古文書集成』にも翻刻が掲載されており、同書では「文禄三年力」とされている<sup>15</sup>。

史料A—5

各在高麗奉公人々上下共、走日本へ於相越者、聞付次第成敗可仕候、若拘留、何角違乱之輩有之者、可致言上、急度可被加御成敗候、猶浅野弾正少弼・稲葉兵庫可申候也、

五月三日 ○(秀吉朱印)

鍋島加賀守とのへ<sup>(直茂)</sup>

同 信濃守とのへ<sup>(勝茂)</sup>

本稿では、『佐賀県史料集成古文書編第三卷』所収「鍋島家文書」の翻刻を掲げた。同書では「慶長三年力」とされている<sup>16</sup>。

史料A—6

各在高麗奉公人上下共、走日本へ於相越者、聞付次第成敗可仕候、自然拘留、何かと違乱之輩有之者、可致言上候、急度可被加御成敗候、猶浅野弾正少弼・稲葉兵庫可申候也、

五月三日 ○(秀吉朱印)

羽柴柳川侍従とのへ<sup>(立花宗茂)</sup>

本稿では、『福岡県史近世史料編柳川藩初期(上)』所収「立花家文

書」の翻刻を掲げた。同書には年代にかかわる記載はない<sup>17</sup>。

史料A—7

各在高麗奉公人上下共、日本へ於相越者、聞付次第成敗可仕候、自然拘留、何角違乱之輩有之者、可致言上候、急度可被加御成敗候、猶浅野弾正少弼・稲葉兵庫可申候也、

五月三日 ○(秀吉朱印)

松浦刑部卿法印<sup>(眞信)</sup>

本稿では、『平戸松浦家資料』所収「松浦文書」の翻刻を掲げた。同書によれば、包紙には「到来<sup>文禄三年</sup>五月三日」と記されている<sup>18</sup>。

史料A—8

各在高麗奉公人上下共、走日本へ於相越者、聞付次第成敗可仕候、自然拘留、何かと違乱之輩有之者、可致言上候、急度可被加御成敗候、猶浅野弾正少弼・稲葉兵庫頭可申候也、

五月三日 ○(秀吉朱印)

羽柴久留米侍従とのへ<sup>(小早川秀包)</sup>

本稿では、『早稲田大学所蔵荻野研究室収集文書下巻』の翻刻を掲げた。同書では文禄元(天正二〇)年に比定されている<sup>19</sup>。また、同書には「松浦家蔵御内書写」参照(『豊公遺文』三五二―三五三頁)とする附記がある。『豊公遺文』には宛所を欠く、史料A—3・6と同文の秀吉朱印状が掲載されており、天正二〇年に比定されている<sup>20</sup>。

史料A—1〜8の年代については天正二〇(文禄元)年説・文禄二

年説・文禄三年説・慶長三年説が存在してきたわけだが、後述のごと

く、最近曾根勇二氏がA―8を慶長二年とみる新説を提示している。次章以下では、これらの諸説を検討しつつ、年代を限定・確定してゆきたい。

## 二 副状による年代の限定

問題の秀吉朱印状の年代に関しては、前述の五説が存在する。まず、文禄三年説について私見を述べておきたい。『平戸松浦家資料』によれば、史料A―7の包紙には「到来文禄三年五月三日」とある。そのためであろう、同書では年代はとくに示されていない。この包紙との関連で注目されるのは、『史料綜覧卷十三』の文禄三年五月三日条である。同条には「秀吉、肥前平戸ノ松浦宗静鎮信ヲシテ、士卒ノ朝鮮ヨリ逃レ帰り、或ハ之ヲ藏匿スル者ヲ捕ヘ、殺サシム」とあり、典拠史料として「松浦家文書」「松浦家世伝」があがっている。<sup>(21)</sup>おそらく、包紙の所見に依拠して文禄三年のものと判断されたのであろう。こうしてみると、多数派を占めている文禄三年説はしかるべき根拠を有しているかのようにも思われる。しかし、後述のごとく、文禄三年説は成立しえず、史料A―7の包紙の記載は誤りと判断せざるをえない。

次に孤高の慶長三年説について私見を述べておきたい。史料A―5は『佐賀県史料集成古文書編第三卷』では慶長三年に比定されており、その根拠は「直茂公譜考補」と考えられる。「直茂公譜考補」では慶長三年の鍋島直茂の行動に関連する文書として史料A―5の写が掲載さ

れている。<sup>(22)</sup>おそらく、この所見が慶長三年説の根拠となっているのであろう。議論を先取りすれば、本稿ではこの慶長三年説の妥当性を認めることになる。

さて、曾根勇二氏は最近の論考で慶長二年とみる説を提示した。この論考において曾根氏が着眼した史料によって、多数派の文禄三年説だけでなく天正二〇（文禄元）年説・文禄二年説も退けられる。その重要な史料は、次の五月三日付浅野長政・稲葉重通連署状である。

史料B

為 御意申入候、各在高麗奉公人下々、自然退屈候而走候者も可有之候条、左様之族、聞付次第可有成敗候、若拘留、何角違乱之輩於有之者、可被申上候、急度可被 仰付旨、以御朱印被 仰出候、其御心得尤存候、恐惶謹言、

浅野弾正少弼

五月三日 長政（花押）

稲葉兵庫頭

重通（花押）

羽柴薩摩侍從殿

御陣所

この史料Bを収録する『大日本古文书島津家文書』では年代は未詳とされている。<sup>(23)</sup>また、『鹿児島県史料旧記雑録後編二』にも掲載されており、「文禄二年歟」とする「朱カキ」が付されている。<sup>(24)</sup>

この史料Bと前掲の史料A―8に関する曾根氏の見解を紹介しよう。<sup>(25)</sup>

これ（本稿の史料A—8に該当する秀吉朱印状—津野註）は、朝鮮出兵の逃亡兵に対する禁止令であり、朝鮮の日本軍において、日本へ逃亡する者が続出したことに対し、秀吉は報告があれば、すぐさま必ず厳罰に処すと宣言する。さらにもし逮捕した者が不服を言うようならば、報告することも指示し、これも必ず厳罰にすることも通達した。朝鮮出兵の緒戦から、このような法令は頻繁に出されたが、出された時期が問題となる。これには本状の副書とも言うべき内容のもの（『島津家文書』一七五一号）があり、それは以下である。

（本稿の史料Bを掲載—津野註）

両書の宛所は、小早川秀包（隆景の弟）と島津義弘に異なっているが、内容からすると、両書が直書（秀吉朱印状）と副書（浅野長政・稲葉重通連署状）の関係にあることが明白である。むしろ小早川氏と島津氏のいずれにも出されたことこそが、この秀吉の意思は「法令」となって、数多くの在陣大名に出されたことも確認できるが、ここでは浅野が「長政」と記したことに注目されたい。

表（曾根論考掲載「表…五奉行連署状（一覽）」—津野註）でも確認できるように、天正・文禄年間、浅野は「長吉」と署名しており、「長政」と称するのは慶長年間からである。宛所の島津義弘が「薩摩侍従」と称するようになるのもこの頃である。したがって両書とも慶長二年と比定するのが自然である。また慶長二年に

出された逃亡禁止令には、「今度、高麗へ被差遣付而、其方家来共、自然逐電之族、於在之者、追先々可加成敗候、相拘候者、共二可為曲事候条、聞立可言上候也」（久留島文書・菅文書・燈心文庫所蔵文書）との事例があり、いずれも「慶長式 二月廿日」と明記されている。ここでも「家来」が逃亡することも想定されており、両書にある「上下共」の表現と一致する。（後略）

まず、史料A—1と8の文意について私見を述べておきたい。曾根氏は、「朝鮮出兵の逃亡兵に対する禁止令であり、朝鮮の日本軍において、日本へ逃亡する者が続出したことに対し、秀吉は報告があれば、すぐさま必ず厳罰に処すと宣言する」と述べている。確かに、秀吉には朝鮮在陣中の奉公人の逃亡を禁止する意図があり、その前提として逃亡が続出していたとみてよい。しかし、「聞付次第成敗可仕候」の部分はとくに「可仕」に注意するならば、「聞きつけ次第に処罰せよ」という文意であろう。つまり、秀吉は宛所の諸将に処罰するよう命じたのである。また、曾根氏は「もし逮捕した者が不服を言うようならば」と述べているが、「拘置」は逃亡した奉公人を匿うことであり、「何かと違乱之輩」は匿った奉公人の引き渡しに応じない者のことであろう。そして、秀吉はそのような者がいれば、秀吉に報告するよう命じ、必ず秀吉自身が処罰することを伝えたのである。

文意の理解に関しては異論があるものの、「朝鮮出兵の緒戦から、このような法令は頻繁に出された」のは指摘どおりで、まさに「出された時期が問題となる」のであり、かかる問題意識のもとで史料Bの存

在に着眼した点は曾根氏の卓見である。

曾根氏は史料A―8と史料Bに該当する文書に関して、「両書の宛所は、小早川秀包（隆景の弟）と島津義弘に異なってはいるが、内容からすると、両書が直書（秀吉朱印状）と副書（浅野長政・稲葉重通連署状）の関係にあることが明白である」と述べている。なにゆえ、史料Bと同じく『大日本古文書島津家文書』に収録され、宛所も島津義弘になっている史料A―2ではなくA―8との関係を重視したのかは不明であるが、右の曾根氏の指摘と史料A―2の内容や末尾の記載からして、この史料Bを史料A―2の副状とみることに議論の余地はあまるまい。おそらくは、A―1・3・8にも史料Bと同内容の連署状が副えられていたはずである。

ここで史料Bの連署者に着目してみよう。まず、浅野長政（長吉）であるが、史料Bには「長政」とある。長政の「長吉」から「長政」への改名は秀吉死後とみる説があった<sup>26</sup>。しかし、相田文三氏の研究によれば、「長吉」が最後に確認されるのは文禄五（慶長元）年二月二五日であり、一方「長政」の初見は慶長二年四月一八日である<sup>27</sup>。また、もう一人の連署者稲葉重通の死去は慶長三年一〇月三日であり、秀吉のそれは慶長三年八月一八日である。よって、史料Bの年代の上限は文禄五年、下限は慶長三年となる。

次に史料Bの宛所に着目してみよう。曾根氏は「島津義弘が「薩摩侍従」と称するようになるのもこの頃である」と述べているが、義弘の任侍従は天正一六年六月一五日であり<sup>28</sup>、同年八月五日付秀吉判物の

宛所にも「羽柴薩摩侍従」とある<sup>30</sup>。この事実は慶長二年説の瑕疵とはならないものの、慶長二年説の根拠としては十分ではない。ここでは、義弘の行動に注目したい。史料Bの脇付は「御陣所」なので、義弘が朝鮮在陣中であることがわかる。義弘は文禄四年五月一四日に朝鮮を発つて帰国の途についており、朝鮮に再渡海して島津勢在番の加徳倭城へ到着したのは慶長二年四月三〇日であった<sup>31</sup>。よって、史料Bが文禄五年のものである可能性はない。

以上の考察により、史料Bそして史料A―1・3・8の年代は慶長二年もしくは慶長三年に限定される。

### 三 年代の確定

前章における考察により、史料B・史料A―1・3・8の年代は慶長二年もしくは慶長三年に限定された。本章ではこの二説のうちどちらが妥当なのかを検討し、年代を確定してゆく。

まず、曾根氏が史料A―8・史料Bとの関連性を指摘した「慶長二年に出された逃亡禁止令」に着目してみよう。

#### 史料C

今度高麗へ被差遣候付而、其方家来者共、自然逐電之族於在之者、先々を追、可加成敗候、相拘候者共ニ、可為曲事候条、聞立可言上候也、

慶長貳

二月廿日 ○(秀吉朱印)

来島出雲守とのへ

史料Cは『今治郷土史資料編古代・中世(第二巻)』所収「久留島家文書」の秀吉朱印状であるが、『目録』・『補遺』・『集成』によれば、藤堂高虎宛、加藤嘉明宛、菅達長宛、太田一吉宛のほぼ同文の秀吉朱印状もある。

これらについて曾根氏は「いずれも「慶長弐 二月廿日」と明記されている。ここでも「家来」が逃亡することも想定されており、両書にある「上下共」の表現と一致する」と関連性を指摘している。この関連性は慶長二年説を補強しているように思われる。しかし、曾根氏が「朝鮮出兵の緒戦から、このような法令は頻繁に出された」と述べるように逃亡に関する秀吉朱印状は以前から発給されており、史料Cのような秀吉朱印状は慶長二年説の瑕疵とはならないものの、慶長三年説を退ける根拠にはならない。

また、宛所のメンバーも気になるところである。慶長二年、秀吉は慶長の役を開始するにあたり、部隊編成・在番体制とともに軍目付任命を渡海諸将に告知した。<sup>(37)</sup>この時、六番隊に土佐の長宗我部元親、伊予の来島通総・藤堂高虎・加藤嘉明・池田秀雄、豊後の中川秀成、淡路の菅達長が編成されていた。これらのうち「四国衆」は淡路の菅勢とともに必要に応じて「船手」つまり水軍に編成されることになっており、その召集権は藤堂高虎・加藤嘉明・脇坂安治に付与されていた。<sup>(38)</sup>また、七名の軍目付が任命されており、そのうち太田一吉は釜山倭城

在番の小早川秀秋の「御目付」とされていた。<sup>(39)</sup>

史料Cの受給者のうち来島通総・藤堂高虎・加藤嘉明・菅達長はいずれも六番隊に編成されており、また水軍に編成される諸将である。あるいは秀吉は水軍の軍紀保持を意図していたのかもしれない。太田一吉については、軍目付ゆえに命令が通達されたのではなからうか。史料Cと水軍との関係については後考をまつことにし、ここでは史料Cの受給者がA-1〜8の受給者とはまったく一致しない点に注目したい。この点からすると、やはり、史料Cのような秀吉朱印状は慶長二年説の瑕疵とはならないものの、慶長三年説を退ける根拠にはなまい。

以下では、視点をかえて、A-1〜8の受給者の動向について考えてみたい。文禄五(慶長元)年九月に秀吉は再出兵を決定していたものの、主力である西国諸大名が本格的に渡海するのは慶長二年四月から七月にかけてである。<sup>(40)</sup>前述のごとく島津義弘は再渡海して加徳倭城へ慶長二年四月三〇日に到着しており、この行動は慶長二年説とは矛盾しない。しかし、鍋島直茂の行動は慶長二年説とは相容れないようである。

文禄の役後半から慶長の役にかけての直茂の行動を追ってみよう。<sup>(41)</sup>直茂は文禄二年から金海竹島倭城に在番していたが、慶長二年正月一日に子息勝茂が同倭城に到着した。直茂は交代するかたちで正月中には帰国の途につき、慶長二年七月に再渡海したと考えられている。こうした直茂の行動をふまえると、朝鮮在陣を前提とする直茂・勝茂

宛の史料A―5が慶長二年に発給されたとは考えにくい。ただし、秀吉が直茂再渡海の時期を義弘のそれと同時期と想定して発給した可能性もある。そこで、かかる想定の実否を検討してゆこう。

じつは、右のような直茂の行動を左右していたのは、秀吉の命令であった。

史料D

就御普請、楯三百丁、持籠三百、縄五千把并鶴式進上候、寔遠路念を入到来、別而被思召悦候、永々其地在番候間、為替信濃守被遣候、参着次第、早々令帰朝、用所等申付、御目見をも可仕候、久不被成御覽候条、無心元被思食、帰朝之儀被仰出候、猶増田右衛門尉可申候也、

十月廿八日 ○(秀吉朱印)

鍋島加賀守とのへ

これは竹島倭城在番中の直茂に宛てられた秀吉朱印状であり、年代は文禄五(慶長元)年に比定しうる。このように秀吉は勝茂との在番交代を直茂に命じていたのであるが、注目したいのは「御目見をも可仕候、久不被成御覽候条、無心元被思食、帰朝之儀被仰出候」と述べていることである。秀吉は直茂にしばらく会っておらず、そのため帰朝を命じたのであり、「御目見」をするよう命じている。つまり、直茂は帰国後は秀吉に謁見する予定だったのである。帰国が実現したのは慶長二年正月のことであり、直茂が国元で「用所等申付」けたのち上方に向かったとすれば、再渡海前に謁見しえたであろう。

直茂の謁見にかかわる記述が「直茂公譜考補」にあり、慶長二年四月から五月にかけて直茂は大坂あるいは伏見にいたと記されている。同書にはこの記述に関連して次のような直茂書状写が掲げられている。

史料E

昨六日、御前江被召出、上意辱仰出二而、御腰物并御めし御座候御道服、御手次二拝領させられ、銀子五十枚被下、秀頼様被渡、御目、是又御めしの御服二ツ拝領候、初而見上申、一段見事之殿様驚目候、其後御手前二而御茶被下、忝御誕共中々不得申述候、各御堪忍之所二而播眉目申候、可為御祝と早々申入候、土出雲于今存命候ハ、此由御聞せ悦せらるへく候、頓而可被下御暇之由候、雖然於罷成者、数寄御成可申かと、各御談合申計候、猶追々可申遣候、恐惶謹言、

卯月七日

豊州様

人々御中

直茂 御判

この史料Eは直茂が兄の鍋島豊前守信房(房重)に送付した書状の写である。誤写などの誤りがあると考えられ、文意をつかみかねる部分もあるが、直茂が「昨六日」すなわち四月六日に秀吉・秀頼に謁見したことを報じているのは確かである。「直茂公譜考補」には信憑性に欠ける記述も存在するが、所収文書は正文・写が多数確認されるので、依拠しても大過ないと考えられる。しかし、史料Eが無年号文書である以上、謁見の年については吟味する必要がある。

福田千鶴氏の研究によれば、秀頼の「拾」から「秀頼」への改名は文禄五（慶長元）年閏七月一五日から同月一九日までの間と判断される。<sup>46</sup> また、秀吉の死去は慶長三年八月一八日である。よって、四月六日に秀吉・「秀頼」の兩人に謁見しうる年は慶長二年もしくは慶長三年に限定される。直茂の一時帰国と再渡海の時期、秀吉の直茂に対する謁見の命令、これらを勘案するならば、謁見が実現したのは兩年のうち慶長二年のことと判断すべきであろう。なお、「直茂公譜考補」の記述は四月六日の謁見の場が伏見と大坂のいずれであったのか判然としない。藤井讓治氏の研究によれば、秀吉は慶長二年四月四日に伏見を発ち大坂に向かっており、同月一六日には伏見に戻っていたようである。<sup>47</sup> また、福田氏の研究によれば、秀頼は文禄五（慶長元）年一月一八日から慶長二年五月一四日までは大坂にいた。<sup>48</sup> このような兩人の居所からすると謁見の場は大坂であったとみなされる。

大坂における秀吉・秀頼との謁見や再渡海の時期からすると、直茂は「直茂公譜考補」が記すように慶長二年四月から五月にかけて大坂あるいは伏見にいたと考えてよからう。この謁見前後の直茂の行動をふまえるならば、秀吉が直茂は慶長二年五月三日には再渡海している<sup>49</sup>と想定したとは考えられない。よって、直茂が在陣諸將宛の史料A-1〜8の年代は慶長二年ではなく、慶長三年に比定すべきであろう。次に、史料A-1〜8の年代を慶長三年に比定した場合に宛所の諸將の行動と矛盾が生じないか検証しておきたい。慶長の役における戦局のターニングポイントは、慶長二年一二月二二日から翌年正月四日

にわたる蔚山の戦いであった。<sup>49</sup> 籠城部隊が凄惨をきわめたこの戦いを契機として在陣諸將の間に消極性が生じ、宇喜多秀家ら諸將は戦線縮小策をたてて正月二六日付連署状で秀吉に上申した。<sup>50</sup> この上申は戦線維持を命じていた秀吉の逆鱗に触れた。ところが、実際には、秀吉の命令とも戦線縮小策とも異なる状況が生じ、在番体制に関する秀吉自身も命令もたびたび変更されるようになる。<sup>51</sup> そのため、慶長三年五月三日における史料A-1〜8の受給者すべての居所を特定するのはかなり難しい。そこで、朝鮮南部と上方との間の通信に要する日数が春夏期でおよそ四〇〜五〇日であった点も考慮しつつ、<sup>52</sup> 直茂を含む史料A-1〜8の受給者たちの朝鮮在陣を確認することによって検証する。

#### 史料F

其表為見廻、徳永式部卿法印・宮木長次（宮木）兩人被差遣候、長々在番辛勞之至候、仍道服袷被遣之候、猶奉行衆・年寄共方より可申候也、

八月廿五日 ○（秀吉朱印）

羽柴薩摩侍従（島津義弘）とのへ

この史料Fは八月二五日付島津義弘宛秀吉朱印状である。<sup>53</sup> その年代は徳永寿昌・宮木豊盛の兩人が使者となつてゐること、末尾に「奉行衆・年寄共方より可申候也」とあること、これらからも明らかかなように慶長三年である。<sup>54</sup> この朱印状は同年八月一八日の秀吉の死を秘匿しつつ、「長々在番辛勞之至候」との文言が示すようにに在陣諸將に対して発給されたのであり、ほぼ同文の宗義智宛、<sup>55</sup> 島津忠豊宛、<sup>56</sup> 伊東祐兵宛、<sup>57</sup>

鍋島直茂宛、立花宗茂宛、松浦鎮信宛の朱印状もある。よって、史料A―1〜8の宛所のメンバー九名のうち宗義智・島津義弘・島津忠豊・伊東祐兵・鍋島直茂・立花宗茂・松浦鎮信の七名が慶長三年五月三日の時点でも在番を継続していた―そう日本でも認識されていた―と判断してよい。残りの鍋島勝茂・小早川秀包の両名に関しては、一月ほど前の状況をみて、朝鮮在陣を確認することにしよう。

史料G

其表之儀、普請以下丈夫ニ出来之由、被聞召届候、置兵糧等之事、  
最前被仰出候、博多より取寄候哉、入念藏ニ可詰置候、将又此程  
少雖御煩敷候、被成御快気候間、不可有気遣候也、

七月十七日 ○（秀吉朱印）

羽柴薩摩侍従とのへ

この史料Gは七月一七日付島津義弘朱印状である。その年代は博多からの「置兵糧」の輸送に関する指示や「将又此程少雖御煩敷候、被成御快気候間」という秀吉の体調などから、慶長三年のものと断定しうる。<sup>(82)</sup>この朱印状は「普請以下丈夫ニ出来之由、被聞召届候」との文言が示すように在陣諸将に対して発給されたのであり、ほぼ同文の島津忠豊宛、伊東祐兵宛、鍋島直茂・同勝茂宛、小早川秀包・立花宗茂・筑紫広門・高橋直次宛の朱印状もある。よって、史料A―1〜8の宛所のメンバー九名のうち島津義弘・島津忠豊・伊東祐兵・鍋島直茂・立花宗茂、そして鍋島勝茂・小早川秀包が慶長三年五月三日の時点でも朝鮮在陣であった―そう日本でも認識されていた―と判断し

てよい。

慶長三年の八月二五日付朱印状・七月一七日付朱印状の所見からすると、史料A―1〜8の宛所のメンバーがいずれも慶長三年五月三日の時点で朝鮮に在陣していたことはまちがいない、史料A―1〜8の年代を慶長三年に比定した場合には宛所の諸将の行動と矛盾することはない。こうした検証の結果もふまえると、問題の五月三日付朱印状の年代は慶長三年に比定すべきであろう。

おわりに

本稿では、朝鮮出兵時の奉公人逃亡に関する五月三日付秀吉朱印状の年代比定を目的とした。当該朱印状の年代に関しては天正二〇（文禄元）年・文禄二年・文禄三年・慶長二年・慶長三年とする五説が存在したものの、『佐賀県史料集成古文書編第三巻』で提示されていた慶長三年説を妥当とする結論をえた。これにより所期の目的は達成したわけだが、この比定を前提として若干の私見を述べておきたい。

秀吉は、慶長三年五月二日に軍目付の福原長堯・垣見一直・熊谷直盛・太田一吉と伏見で対面し、翌五月三日には長堯・一直・直盛の三名から報告をうける。<sup>(83)</sup>蔚山の戦いの戦況とこの戦いを契機として浮上した戦線縮小策に関する報告がなされ、これにもとづいて秀吉は賞罰を決した。蔚山の戦いにおける消極性から「臆病者」と判断された蜂須賀家政・黒田長政の両人は戦線縮小策の「興行人」とみなされ、諷

責の対象となった。また、戦線縮小策に同意した早川長政・竹中隆重・毛利友重らは軍目付という立場が問題視され、「第一之曲者」とみなされた。<sup>⑥</sup>蔚山の戦いをターニングポイントとし、諸將の戦意低下が顕現するようになったのである。ところが、秀吉は慶長三年五月下旬の段階でも、翌年の大規模な派兵計画を堅持していたのであり、それゆえ、軍紀保持のために諸將に対する厳しい姿勢を示したのである。<sup>⑦</sup>

諸將配下の奉公人の戦意も低下し、彼らの日本への逃亡が頻発していたと考えられる。その現状は五月三日の軍目付の報告でも秀吉の耳に入ったであろう。そこで、秀吉は「在高麗奉公人」の逃亡を取り締まる命令を五月三日付朱印状で在陣諸將に下したのである。この期におよんでもなお戦場朝鮮を「高麗」などと呼び、三度目の大規模派兵を議論む戦意満々の秀吉。一方、戦場に「退屈」（史料B）して「日本」への決死の逃避行を試みる戦意喪失の「在高麗奉公人」。本稿で年代を比定した慶長三年の五月三日付秀吉朱印状は、この両者の戦況に対する認識の懸隔を具現しているといえよう。

本稿は瑣末な事実を明らかにしたに過ぎないかもしれない。しかしながら、秀吉発給文書の年代比定を喫緊の課題としている朝鮮出兵研究については織豊期研究にわずかなりとも裨益するところありと考え、本稿を執筆した次第である。

## 註

(1) 豊臣秀吉の朝鮮出兵に関しては様々な呼称が用いられているが、本稿では一般的な呼称である朝鮮出兵あるいは文祿の役・慶長の役を使用する。こうした呼称をめぐる近年の議論については、拙稿「朝鮮出兵の原因・目的・影響に関する覚書」（高橋典幸編『戦争と平和』竹林舎、二〇一四年）など参照。

(2) 名古屋市博物館編『豊臣秀吉文書集一』（吉川弘文館、二〇一五年）。

(3) 三鬼清一郎『豊臣秀吉文書目録』（私家版、一九八九年）、同『豊臣秀吉文書目録（補遺1）』（私家版、一九九六年）、藤井讓治『秀吉文書集成』（私家版、二〇一二年三月版）。

(4) 藤井讓治『豊臣秀吉文書集』の誕生（『史学雑誌』第一二四編第三号、二〇一五年）。

(5) 中野等『秀吉の軍令と大陸侵攻』（吉川弘文館、二〇〇六年）。

(6) 本稿では、人名についてはおおむね辞書類の項目に採用されている一般的なものを使用する。

(7) 国史編纂委員会のホームページで写真が確認しうることにについては、二〇〇六年二月の同委員会における調査で当時同委員会研究委員であった李薫氏にご教示いただいた。

(8) 武田勝蔵「伯爵宗家所蔵豊公文書と朝鮮陣」（『史学』第四卷第三号、一九二五年）。

- (9) 朝鮮史編修会『朝鮮史料叢刊第十九宗家朝鮮陣文書』(朝鮮總督府、一九三七年)。
- (10) 『大日本古文書島津家文書』四〇六号。
- (11) 『鹿児島県史料旧記雑録後編二』(鹿児島県、一九八二年) 一一三号。
- (12) 『鹿児島県史料旧記雑録拾遺家わけ九』(鹿児島県、二〇〇二年) 所収「永吉島津家文書」六五号。
- (13) 『鹿児島県史料旧記雑録後編二』一一一五号。
- (14) 『宮崎県史史料編近世4』(宮崎県、一九九五年) 所収「伊東祐婦氏旧蔵文書」二二二号。
- (15) 『日向古文書集成』(宮崎県、一九三八年) 所収「伊東文書」三三一号。
- (16) 『佐賀県史料集成古文書編第三卷』(佐賀県立図書館、一九五八年) 所収「鍋島家文書」一二八号。
- (17) 『福岡県史近世史料編柳川藩初期(上)』(福岡県、一九八六年) 所収「立花家文書」四〇四号。
- (18) 京都大学文学部国史研究室編『平戸松浦家資料』(一九五一年) 所収「松浦文書」七八号。
- (19) 『早稲田大学所蔵荻野研究室収集文書下巻』(吉川弘文館、一九八〇年) 一〇九一号。
- (20) 日下寛編『豊公遺文』(博文館、一九一四年) 三五二〜三五三頁。
- (21) 『史料綜覧卷十三』(東京大学出版会、一九五四年) 文禄三年五月三日条。
- (22) 『佐賀県近世史料第一編第一卷』(佐賀県立図書館、一九九三年) 所収「直茂公譜考補」七六三頁。
- (23) 『大日本古文書島津家文書』一七五一号。
- (24) 『鹿児島県史料旧記雑録後編二』一一一四号。
- (25) 曾根勇二「五奉行連署状について」(山本博文編『法令・人事から見た近世政策決定システムの研究』東京大学史料編纂所、二〇一五年)。
- (26) 『国史大辞典第一卷』(吉川弘文館、一九七九年) の「浅野長政」の項、谷口克広『織田信長家臣人名辞典第2版』(吉川弘文館、二〇一〇年) の「浅野長吉」の項など。
- (27) 相田文三「浅野長政の居所と行動」(藤井讓治編『織豊期主要人物居所集成』思文閣出版、二〇一一年)。
- (28) 『織田信長家臣人名辞典第2版』の「稲葉重通」の項、『新訂寛政重修諸家譜第十』(続群書類従完成会、一九六五年) 一八三頁。
- (29) 天正一六年六月一日付万里小路充房奉口宣案(『大日本古文書島津家文書』六四三号)。この任侍従については、下村效「天正文禄 慶長年間の公家成・諸大夫成一覧」(同『日本中世の法と経済』続群書類従完成会、一九九八年) 参照。
- (30) 天正一六年八月五日付島津義弘宛秀吉判物(『大日本古文書島津家文書』三八二号)。
- (31) 北島万次「壬辰倭乱と秀吉・島津・李舜臣」(校倉書房、二〇〇

二年) 四〇頁。

〇〇六年) 参照。

- (32) 『今治郷土史資料編古代・中世(第二卷)』(今治郷土史編さん委員会、一九八九年) 所収「久留島家文書」五四四頁。なお、引用にあたり掲載写真を参考に積文を若干修正した。
- (33) 『宗国史上巻』(上野市、一九七九年) 四一五頁。
- (34) 東京大学史料編纂所架蔵影写本「近江水口加藤文書」。
- (35) 『兵庫県史史料編中世九古代補遺』(兵庫県、一九九七年) 所収「菅文書」七号。
- (36) 『利休と秀吉の周辺』(京都市歴史資料館、一九九〇年) 一二頁。
- (37) 慶長二年二月二日付島津義弘宛秀吉朱印状(『大日本古文書島津家文書』四〇二号) など。
- (38) 拙稿「慶長の役における「四国衆」(地方史研究協議会編『歴史に見る四国』雄山閣、二〇〇八年)。
- (39) 軍目付の任命・変更については拙稿「軍目付垣見一直と長宗我部元親」(拙著『長宗我部氏の研究』吉川弘文館、二〇一二年) など参照。
- (40) 中野等「講和交渉の推移」(前掲『秀吉の軍令と大陸侵攻』、同「慶長の再派兵」(同前)、拙稿「慶長の役における長宗我部元親の動向」(前掲『長宗我部氏の研究』) など参照。
- (41) 拙稿「朝鮮出兵における鍋島直茂の一時帰国について」(高知大学人文学部人間文化学科『人文科学研究』第一三号、二〇〇六年)、同「慶長の役における鍋島氏の動向」(『織豊期研究』第八号、二〇〇六年) 参照。
- (42) 「鍋島家文書」一〇五号。
- (43) 前掲拙稿「朝鮮出兵における鍋島直茂の一時帰国について」。
- (44) 「直茂公譜考補」七三三〜七三六頁。
- (45) 「直茂公譜考補」七三四頁。
- (46) 福田千鶴「豊臣秀頼」(吉川弘文館、二〇一四年) 四六〜四九頁。
- (47) 藤井讓治「豊臣秀吉の居所と行動(天正10年6月以降)」(前掲『織豊期主要人物居所集成』)。
- (48) 前掲福田「豊臣秀頼」五五頁。
- (49) 蔚山の戦いとその後の状況については、笠谷和比古「蔚山籠城戦と関ヶ原合戦」(同『関ヶ原合戦と近世の国制』思文閣出版、二〇〇〇年) など参照。
- (50) 『大日本古文書島津家文書』一二〇六号。
- (51) 前掲中野「慶長の再派兵」、前掲拙稿「慶長の役における「四国衆」」など参照。
- (52) 佐島顕子「文禄・慶長役期の秀吉朱印状の送達について」(『福岡女学院大学紀要』第一号、一九九一年)。
- (53) 『大日本古文書島津家文書』四二三号。
- (54) 前掲中野「慶長の再派兵」など参照。
- (55) 前掲「朝鮮史料叢刊第十九宗家朝鮮陣文書」二一号。国史編纂委員会所蔵の写真も確認される。
- (56) 「永吉島津家文書」八一号。

- (57) 「伊東祐帰氏旧蔵文書」四一号。  
(58) 『秀吉と文禄・慶長の役』（佐賀県立名護屋城博物館、二〇〇八年、初版は二〇〇七年）図版一五一。  
(59) 「立花家文書」四一三号。  
(60) 「松浦文書」八九号。  
(61) 『大日本古文書島津家文書』四二二号。  
(62) 前掲拙稿「慶長の役における鍋島氏の動向」、前掲中野「慶長の再派兵」。  
(63) 「永吉島津家文書」六一号。  
(64) 「伊東祐帰氏旧蔵文書」二三号。  
(65) 「鍋島家文書」一二九号。  
(66) 「立花家文書」三五九号。  
(67) 『兵庫県史史料編中世二』（兵庫県、一九八七年）所収「橘清八氏所蔵文書」三号、四号。  
(68) 『大日本古文書島津家文書』九七八号。  
(69) 前掲拙稿「軍目付垣見一直と長宗我部元親」。  
(70) 前掲中野「慶長の再派兵」、拙稿「朝鮮出兵期における造船に関する一試論」（前掲『長宗我部氏の研究』）。

〔付記〕

本稿執筆にあたり、史料検索に三鬼清一郎『豊臣秀吉文書目録』（私家版、一九八九年）、同『豊臣秀吉文書目録（補遺1）』（私家版、一九

九六年）、藤井讓治『秀吉文書集成』（私家版、二〇一二年三月版）、東京大学史料編纂所の所蔵史料目録データベース・日本古文書ユニオンカタログなどを利用した。

本稿は平成二六年度高知大学人文社会科学系基礎研究費補助金による成果の一部である。